

令和 5 年度

上越市の男女共同参画の取組

新潟県上越市

は じ め に

当市では、平成 13 年に「男女共同参画都市宣言」を行い、「上越市男女共同参画基本条例」の制定、「上越市男女共同参画基本計画」の策定を通じ、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮でき、社会のあらゆる分野で平等に参画できる男女共同参画社会の実現に向け、市民や地域、事業者等の皆さんと共に、多様な取組を推進してきました。

令和 5 年 3 月には、令和 5 年度からの 5 年間を計画期間とする「上越市第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、取組を進めています。この計画は、平成 30 年に策定した「上越市第 3 次男女共同参画基本計画」の期間終了に伴い、社会情勢の変化等を踏まえ、施策のさらなる推進を図るために第 4 次基本計画として策定したものです。

第 4 次基本計画では、これまでの取組を継承しつつ、第 3 次基本計画に基づく各種事業の評価・検証、当市の男女共同参画に関する市民意識調査結果のほか、今日の様々な社会情勢の変化などを反映し、施策の柱となる 6 つの基本目標とともに施策を推進していくための重点目標と指標を定めました。

第 4 次基本計画の実施初年度となる令和 5 年度は、これら基本目標を基に、本計画で定めた目標の達成に向けて取組を進めてきました。

本書は、上越市男女共同参画基本条例第 21 条（施策の実施状況の公表）に基づいて、令和 5 年度に実施した男女共同参画の推進に向けた各種施策の実施状況を公表するものです。

本書を通じて、市民の皆様にも男女共同参画の現状や取組について理解を深めていただくとともに、市民と行政の連携によるまちづくりを進め、男女共同参画会の実現につなげていくことを目指しています。

上 越 市

目 次

はじめに

目 次

市の施策の実施報告	1～31
◆第4次基本計画に基づく令和5年度取組実績	1～18
◆第4次基本計画に基づく令和6年度実施計画	19～31
市の各種委員会・審議会等における女性委員の登用状況	32
男女共同参画推進センターに関する事業報告	33～38
◆女性相談事業	33～34
◆男女共同参画事業	35～38
令和5年度男女共同参画推進センター講座開催実績	39～44
令和5年度情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」一覧	45

市の施策の実施報告

市では、第4次男女共同参画基本計画における2つの分野に対応する6つの基本目標、18の重点目標、38の施策の方向に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を体系的・計画的に進めました。

これらの取組については、毎年、計画に基づき進めてきた取組の内容や実績の評価を行い、合わせて、当該年度の事業を計画し、その結果を市民の皆さんに公表することとしています。

令和5年度に市が行った男女共同参画に関する取組について、A～Dの4段階で評価した結果を以下のとおりまとめました。

第4次基本計画に基づく令和5年度取組実績

○ 計画に基づき取組を進めている100の取組のうち、目標を達成したと評価する「A」の項目が90、ほぼ達成したと評価する「B」の項目が6、未達成の「C」が4、未実施の「D」が0となっており、令和5年度の総括としては、「目標を達成」又は「ほぼ達成した」とする取組が全体の96.0%となっており、今後さらに改善・工夫等を図っていく取組はあるものの、全体的には概ね目標は達成できたものと考えています。

事業評価結果

評価	事業数	割合
A	90	90.0%
B	6	6.0%
C	4	4.0%
D	0	0.0%
計	100	

表中、「評価」の項目は、設定した指標値等に対して実績値や実施状況を評価したものです。

(評価値)

- A 目標は達成された
- B 目標はほぼ達成された(80%程度)
- C 目標に達しなかった
- D 目標は立てたが実施しなかった

第4次男女共同参画基本計画に基づく令和5年度取組実績の評価【総括表】

施策の分野【2】		基本目標【6】		重点目標【18】		施策の方向【38】		事業数	A：達成	B：ほぼ達成	C：未達成	D：事業未実施					
Ⅰ	男女が等しく参画するための社会環境整備	1	男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1)	男女共同参画についての理解の促進と意識啓発	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	重複1 3	重複1 3									
						②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	1	1									
				(2)	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	5	3	1	1							
						②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	2	2									
				(3)	男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進	1	1									
						②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	2	2									
				(4)	子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	3	3									
						②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3	2		1							
		2	男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：5 ▶ 施策の方向：12 ▶ 事業数：38	(1)	労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの浸透	重複1 4	重複1 4									
						②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	4	4									
						③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	1	1									
				(2)	子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	6	6									
						②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	1	1									
				(3)	女性の市内定住、U・I ターンのための環境整備	①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組	重複1 3	重複1 2	1								
						②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	2	1	1								
				(4)	生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発	2	2									
						②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	9	6	3								
				(5)	貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備	①生活困窮者の自立促進の支援	1	1									
						②ひとり親家庭等への支援の充実	2	2									
						③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	3	3									
		3	女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1)	女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	3	3									
						②女性の再就職への支援	3	3									
				(2)	企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供	重複1 2	重複1 2									
						②女性の参画情報の調査、公表	重複1 2	重複1 2									
				(3)	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	重複1 3	重複1 2		1							
						②女性職員の積極的な登用	2	2									
		4	推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(1)	男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化	重複1 3	重複1 2		1							
						②市民や活動団体への支援	2	2									
				(2)	男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施	4	4									
						②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	重複1 8	重複1 8									
Ⅱ	配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1	暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1)	暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	2	2									
						②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	1	1									
				(2)	相談窓口の充実	①女性相談事業の充実	2	2									
						②その他相談機関との連携	3	3									
		2	被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1)	発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	1	1									
						②被害者への安全確保のための情報提供	3	3									
				(2)	自立への支援	①生活再建の支援	1	1									
						②同伴者への支援	1	1									
						合計（重複登載分を除く合計）							100	90	6	4	0
						目標達成状況							達成率	90.0%	6.0%	4.0%	0.0%
							96.0%		4.0%								

I 男女が等しく参画するための社会環境整備

1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり 5 号～7 号 【20 事業】

- ▶ 「A」評価…17 事業、「B」評価…1 事業、「C」評価…2 事業、「D」評価…なし

「B」評価とした「保護者への啓発方法や連携方法を工夫する」における取組では、全ての学校で男女平等教育の授業を行ったものの、保護者への公開等に至った学校が 70%にとどまったためです。令和 6 年度は、学校便りや学校ホームページでの取組公開を含めて、保護者へ確実に啓発ができるよう、校長会等の場での学校への働きかけを一層進めていくこととします。

「C」評価とした「地域等に向けた男女共同参画の意識啓発」では、出前講座について 18 回の開催を目標としていましたが、前年度よりは 4 回増えたものの 9 講座の開催となり、未達成となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、毎年開催していた町内会等の研修等が一度休止されると完全に返ることが難しいためではないかと推察され、出前講座を開催する場が失われたためと考えられます。

2 男女共同参画を実践できる環境づくり 8 号～13 号 【38 事業】

- ▶ 「A」評価…33 事業、「B」評価…5 事業、「C」評価…なし、「D」評価…なし

「A」評価とした「事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発」では、令和 5 年度の実績を踏まえ、事業者への意識啓発の取組として、子育て支援など国が定める認定制度について企業による取得促進を図るため、手続きに要する経費を支援する制度を新設するほか、ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の対象となる認定制度を拡充し、企業の取組を一層後押しします。

3 女性が活躍できる社会づくり 14 号～15 号 【15 事業】

- ▶ 「A」評価…14 事業、「B」評価…なし、「C」評価…1 事業、「D」評価…なし

「C」評価とした「市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上」については、任期中の女性委員の辞職などにより、全体で 28.0%、前年度比マイナス 0.2 ポイントとなり、前年度の数値より向上させるという目標は未達成となりました。

4 推進体制の整備 15 号～16 号 【17 事業】

- ▶ 「A」評価…16 事業、「B」…なし、「C」評価…1 事業、「D」評価…なし

「C」評価とした「市民への男女共同参画に関係する情報提供と情報発信」については、「図書貸出数 280 冊以上・貸出人数 90 人以上」を目標としていました。ホームページに蔵書のリストを載せたほか、セミナーの開催に合わせてテーマ展示を行うなど新たな取組を行い、貸出人数は上回りましたが、冊数は達成できませんでした。

Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

1 暴力を許さない社会づくり 17 頁 【8 事業】

- ▶ 「A」評価…8 事業、「B」「C」「D」評価…なし

2 被害者等への支援 18 頁 【6 事業】

- ▶ 「A」評価…6 事業、「B」「C」「D」評価…なし

令和 5 年度は、全て「A」評価となりました。日々寄せられる相談に対しては、必要により女性相談と他の関係機関などと連携をとることにより、概ね適切に対応できているものと考えています。しかし、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、今後も様々な関連機関で行われる研修会や各種の講座等を通じて、相談員のスキルの向上を図っていくほか、女性相談窓口の認知度を高め、必要な支援につなげていけるよう、取り組んでいくこととしています。

第4次男女共同参画基本計画に基づく令和5年度取組実績

分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所男女共同参画コーナー及び市民プラザ男女共同参画推進センターのほか、広報じょうえつや市ホームページ、SNSなどを活用し、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図った。 ・デジタルサイネージによる男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止期間(11月)の周知啓発のほか、高田図書館において関連図書のテーマ展示を実施 ・広報上越で「男女共同参画社会の実現に向けて」をテーマに5回の連載記事を掲載 ・図書コーナーの利用促進を図るため、情報紙や広報上越、HPで周知	A		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※Ⅰ-4-(1)-①と重複	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A		
	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進。	A		人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で7講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図った。 ・センター登録団体委託:7講座 ・(公財)新潟県女性財団との共催・協力開催:各1講座 ※センター講座については、男女共同参画の周知啓発を図るよう、センター登録団体とのヒアリングを行い実施	A		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催する。	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。 (数値目標:7回開催)	民生委員児童委員協議会や事業所等で開催(8回)し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深めた。	A		人権・同和対策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催したほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、登録者数の拡大を図った。(懇談会・研修会を計4回開催)	A		男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回実施し、保護者に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりする。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業を保護者や地域の方々に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりするように各学校を指導することにより啓発を進めた。	B	全ての学校が年1回以上男女平等教育の授業を行ったが、授業を公開または学校だより、学校ホームページで伝えた学校は約70%であった。	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を16小学校区で開催する。	16小学校区で人権を考える講話会を開催し、女性に対する人権侵害の防止に向けた啓発を進めた。	A		社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。 (数値目標:出前講座全体で18講座以上)	男女共同参画出前講座の開催し市民への意識浸透を図る。 (企業や学校・市民団体などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)(9講座実施)	C	新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着いたなか、令和4年度より4講座増加したが目標には至らなかった。更なる周知を図っていく。	男女共同参画推進センター

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
②あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施2回以上)	市総合防災訓練や無印良品が主催する防災イベントなどで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。(2回実施)	A		危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催、及び、情報紙の発行を通じた情報提供により意識啓発を図った。(7講座実施、情報紙12/25号に掲載)	A		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動の実施	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」において、男女共同参画の推進に向けて、特に男性に意識してもらいたい情報を掲載し、啓発を進めた。(9/25号、12/25号掲載)	A		男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した母子健康手帳アプリの普及と共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する 妊娠届出時において、父親の育児参加について啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間18回(全42回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて、父親の育児参加への意識啓発を行った。	A		こども家庭センター
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(2講座実施)	A		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標(4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事においての選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施した。	A		幼児保育課
	担当者の中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導した。	A		学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年1回男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導した。	A		
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者の中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年1回参加し、校内研修等で伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導した。	A		学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施させ、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導した。	C	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施した学校は約33%であった。多くのアンケートや調査が行われる中で本アンケートを単独で行う時間や労力捻出することが難しいと推察する。	
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図った。(2講座実施)	A		男女共同参画推進センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。	すこやかなくらし包括支援センターや健康づくり推進課において、こころの相談に対応し、適切な支援につなげた。 自殺予防対策連携会議において、関係機関との情報共有等を行うほか、自殺予防研修会を実施し、地域における自殺予防対策を推進した。	A		健康づくり推進課・福祉課(すこやかなくらし支援室)
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ※ I -2-(3)-①と重複	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施(R5実績なし) ・中小企業者等イノベーション推進補助金の交付 ※新潟県ハッピー・パートナー登録企業(申請中を含む)が取り組む事業は、支援強化型(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業)で補助率等をかさ上げして支援。(2件) (支援強化型:稼ぐ力強化、ワーク・ライフ・バランス推進企業応援、メイド・イン上越、観光コンテンツ形成推進) 補 助 率:3/4 (通常型 1/2) 補助限度額:75万円 (通常型50万円) ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページでの掲載	A		産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市ホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行った。	A		
	市民へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(4講座実施)	A		男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するたの広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、適宜、情報提供を行う。	関係機関が実施する取組や制度について、周知チラシ等の窓口配布や市ホームページでの掲載を行った。	A		産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評点に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評点へ加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	市ホームページの入札契約制度の概要と入札参加資格審査申請の提出要領に、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を掲載し周知した。	A		契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組んだ。	A		農業委員会事務局
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組んだ。	A		
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。(1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進するため、子育てセミナーやベビー健康プラザを開催する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図った。	A		こども家庭センター
	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、ファミリーサポートセンターを運営する。	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、提供会員が受け取る利用料金を引き上げるとともに、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するほか、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。 ・利用料金の引き上げによる依頼会員の負担を軽減するため、市が引き上げ相当額を提供会員に支給するとともに、依頼会員に対する利用料助成の対象を児童扶養手当受給世帯にも拡充し、安心して子育てができる環境づくりを強化した。 ・新規の提供会員は11人となり、総数は339人となった。(昨年比+11人) ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介し、紹介率100%となった。	A		
	放課後児童クラブの運営により、日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労を支援する。	放課後児童クラブを開設し、児童の健全育成と保護者の就労を支援する。	保護者の就労形態の多様化などに対応した放課後児童クラブの開設により、保護者が安心して児童を預けることができる環境を整える。 放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導により、児童の健全育成と保護者の就労を支援の両立を図る。	・支援員等の増員への取組と資質向上に向けた研修会を実施した。 ・学校外で運営している放課後児童クラブのうち2クラブの校内移転を行った。	A		学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	A		幼児保育課
	保護者の就労形態や家庭環境の多様化による保育ニーズに対応するため、各種特別保育事業を実施し、就労形態、発達、家庭状況等による育児不安の解消を図る。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	A		
	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標: センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。(5講座実施)	A		男女共同参画推進センター
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標: センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。(1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備 【新設】

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組	地元企業の魅力や情報の発信、UIJターンによる雇用促進及び若者の市内定住促進	地元企業を知る機会の提供 企業の就職等に関する情報の発信 インターンシップの実施支援 移住・就業支援金 就労促進家賃補助金	学校や企業と連携し、若者の就業意識を啓発するとともに、インターンシップの受入れに積極的に取り組む市内企業等への支援、助成事業の利用促進により、市内企業等への若者の就職を働きかける。	・専用ホームページに市内のインターンシップ受入企業や就職に関する情報を掲載 ・インターンシップ登録事業所を紹介するパンフレットを作成し、市内外の大学、短大、専門学校等へ配布 ・インターンシップの受入に当たり、学生等へ交通費や宿泊費の支援を行った事業所に対し、経費の一部を助成(6社・37件) ・東京圏から移住し、就業等した方へ支援金を支給(31件) ・市外から移住、就労し賃貸住宅に入居する人へ家賃の一部を補助(91件)	A		産業政策課
	若者・女性の多様な働きかたに向けた施策、各種支援制度の周知・啓発による活用促進	創業支援利子補給補助金 創業スタートアップ支援補助金 女性起業家創出事業業務委託	女性の多様な働く場づくりを通じて女性の活躍推進や転出超過の状況の改善を図るため、女性起業家の創出に取り組む。	・創業支援利子補給補助金 創業者等が創業に当たり融資を受けた際、その利子相当額を補助(実績 32件) ・創業スタートアップ支援補助金 通常枠 上限500千円、補助率1/2 UIJターン女性活躍推進枠 上限666千円、補助率2/3(実績通常枠7件 UIJターン女性活躍推進枠2件) ・女性起業家創出事業業務委託 外部事業者と連携・委託し、相談窓口の設置、情報発信、コミュニティ形成支援等を実施(実績 窓口相談者12名 創業者2名)	B		
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ※ I-2-(1)-①と重複	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の(R5実績なし) ・中小企業者等イノベーション推進補助金の交付 ※新潟県ハッピー・パートナー登録企業(申請中を含む)が取り組む事業は、支援強化型(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業)で補助率等をかさ上げして支援。(2件) (支援強化型:稼ぐ力強化、ワーク・ライフ・バランス推進企業応援、メイド・イン上越、観光コンテンツ形成推進) 補助率:3/4 (通常型 1/2) 補助限度額:75万円 (通常型50万円) ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページでの掲載	A		産業政策課
②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	地域の自治会、市民団体、事業所などとの連携・協働による男女共同参画意識の醸成	女性の多様な活動を妨げないよう、あらゆる場面、世代において男女共同参画意識を醸成するための意識啓発や講座等を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催、及び、情報紙の発行を通じた情報提供により意識啓発を図る。(7講座実施・情報紙12/25号掲載)	A		男女共同参画推進センター
	地域に新たな活力を生み出す人材の当市への流入と定着を図る。	移住相談窓口を設置し、移住相談を行うほか、移住希望者を対象としたセミナーや体験ツアーを開催し、移住者の体験談や地域の様子などの具体的な情報を提供するとともに、住宅取得や借上げに対し補助を行う。	情報発信や相談業務、補助事業の利用促進等、移住から定住までを一貫して支援を行う。	・移住相談窓口や移住イベントでの相談に対応する。 ・暮らしの様子や移住に関するイベント情報をSNSで周知する。 ・セミナーやツアーを通じて、上越市に関する情報を提供する。 ・住宅の取得や家賃の支払いの一部を補助する。	B		多文化共生課

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第4次基本計画						担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に係る講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標: センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(2講座実施)	A		男女共同参画推進センター
	小学校体育科及び中学校保健体育科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における授業及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施するよう学校に啓発する。	各校園における「性に関する指導」の実施率90%以上を目指す。	性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた授業及び保健指導を実施するよう学校に指導した。	A		学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会を開催し、生涯を通じた健康づくりについて啓発した。	B		健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診: 20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診: 40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がんと乳がんの検診受診者を受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・インターネット予約 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日健診の実施	B		
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査: 妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数: 14回	・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。	・妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図る。 ・産婦健康診査公費負担1回、及び産後うつ病スクリーニングにより支援が必要な産婦を把握し、必要な支援につなげた。	A		こども家庭センター

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図るとともに、運営団体に対し指導・助言することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。	B		スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。（産前・産後ヘルパー派遣事業）	・派遣期間：妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。（多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度） ・派遣内容：家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先：上越市社会福祉協議会他市内2事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進した。	A		こども家庭センター
	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。 女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすぐ赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、市民の喫煙率の減少を目指す。	妊産婦喫煙防止(母子健康手帳交付、3か月児健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を進めた。	A		
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 ・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図った。	A		
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業：妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業：新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦に対し、授乳指導等の支援を行う。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。（助産師による継続支援を含む）	A		
	中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生み育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生み育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図った。	A		

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

施策の方向	第4次基本計画						担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	A		生活援護課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底した。	A		こども家庭センター
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底した。	A		
③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	人権総合計画における施策に基づく各種啓発活動の推進	第5次人権総合計画における様々な人権問題に対応するため、市民、企業の人権意識の向上を図る取組を実施する。	市民や企業が様々な人権問題に対する理解を深めるため、講演会や研修会、資料展示などを通じて意識啓発を図る。	広報上越や市ホームページ、リーフレット等を活用した市民啓発のほか、市民セミナーや企業研修会、パネル展示等を実施し、市民や企業の人権意識の向上を図った。	A		人権・同和対策室
	市民や事業者へのユニバーサルデザインの考え方の普及、人にやさしいまちづくりに関する市の取組についての周知	広報上越及び市ホームページを活用した普及啓発のほか、地域や事業所への周知活動を実施する。	障害の有無や年齢、性別、言語などの違いにかかわらず、誰もが安全に安心して快適に暮らしていけるためのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る。	広報上越及び市ホームページを活用した普及啓発のほか、地域や事業所への周知活動を実施する。 ・学校出前講座 ・各種会合での普及啓発 ・職員等研修会	A		多文化共生課
	多様な属性の人々や価値観への理解を促進する意識啓発	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で1講座以上)	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための講座を開催し、意識啓発を図った。(2講座実施)	A		男女共同参画推進センター

〈令和5年度取組実績〉

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	能力開発に向けた各種講習会について情報提供する。	該当者への申請案内を徹底する。	広報上越にて認定職業訓練機関が開催する講座の情報提供を行った。	A		産業政策課
	女性活躍推進に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座を開催する。	女性の能力発揮に向けた講座を開催し意識啓発を図る。	女性の能力発揮に向けた講座を開催した。(1講座実施)	A		
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催した。(4講座実施)	A		男女共同参画推進センター
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性が再就職しやすい環境を整えるため、女性のための再就職支援セミナーを開催する。	関係機関と連携し、女性のための再就職支援セミナーを開催した。	A		産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	A		こども家庭センター
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進めた。	A		男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①女性人材の情報収集、整備、提供	男女共同参画推進センター登録団体	男女共同参画社会の実現に貢献する活動を行っている市民団体を登録し、連携して事業を行う。	登録団体の活動が活発に実施される。	市ホームページにおいて、登録団体の募集を周知するとともに、団体とセンターの意見交換を行う懇談会を開催し、事業に反映させた。(懇談会4回開催)	A		男女共同参画推進センター
	女性人材バンク ※ I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。	A		
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※ I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施。	A		人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供した。	A		男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①市の各種審議会等へのク ォータ制の活用による女性の 参画推進	女性人材バンク ※ I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への 情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会 委員や各種講座・研修等の講師の候補者な どとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及 び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を 図った。	A		男女共同参画 推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性 委員登用率の向上	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に関 し、改選に合わせ男女の委員比率が平等とな るよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率 の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登 用率を現状値(令和4年度末28.2%)より向上さ せる。	「クォータ制」の趣旨への理解及び各種審議会等における女性 登用率の向上に向けては、積極的な登用の必要性等について、 職員研修や地域自治区事務所長会議の場において働きかけ た。(令和5年度末28.0%)	C	令和6年4月の改選によ り地域協議会委員の登 用率に改善がみられた が、調査時点では、前 期の委員数が反映して おり、女性委員の任期 中の辞職などもあり、前 年度を下回った。	全庁(取りまと め:男女共同参 画推進セン ター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保 育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席 する委員に対し、会議等への出席がしやすい 環境をつくる。	市主催の会議等に出席する委員に対し、会 議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会 議等へ出席しやすい環境を継続した。	A		幼児保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・ 政策形成能力を習得する研修の機会を男 女均等に付与し、管理職の候補となり得る 職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣 する。	外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣す る。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年 検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等を 高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣した。	A		人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	職員採用試験において、継続的に女性職員 を採用するとともに、能力・適正を踏まえ、 様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て 支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知した上で、 受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。(職員採用 ガイドの作成・配布、職員採用PR動画の作成・配信、各種説明 会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極 的に登用。	A		

基本目標 4 推進体制の整備
重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①男女共同参画に関する情 報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介 情報発信の強化	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成 と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業 内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画 の取組」を作成するとともに、その内容を上越 市ホームページへ公開し、理解を深めてもら う。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成し、庁舎や総合事 務所に配置するとともに上越市ホームページ上で公開した。	A		男女共同参画 推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※ I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発 行し、男女共同参画推進センターの取組及び 男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進 センターや男女共同参画について知り、考え てもらう機会を提供する。(数値目標:年4回 (6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により市民への 啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を 反映させた。	A		
	市民への男女共同参画に関係する情報提 供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ 情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し 出すことにより、男女共同参画に関する理解 を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数280 冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報 提供・情報発信を行った。(R5年度:199冊・99人) HPの図書コーナーのページを工夫したほか、話題性のある図書 の購入により利用促進を図った。	C	貸出人数は目標を上 回ったが、冊数は下 回った。引き続き、図書 コーナーの周知を図り、 テーマ展示の開催など により、利用促進を図 る。	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録体懇談会・ 研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交 流・連携を図る機会を設けることにより、登録 団体の企画力、運営力向上につなげていく。 (数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催(4回) ・研修会の実施(1回) ・各種情報の提供(随時)	A		男女共同参画 推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働 による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録 団体の持つ専門性やネットワークの活用が図 られ、市民目線による分かりやすい講座の開 催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録 団体に企画と運営を委託し、講座を開催することで、男女共同参 画社会実現に向けて市民への意識啓発を図った。(7講座実施)	A		

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施した。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備。	A		人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	市政情報の発信に関し、男女共同参画の視点をはじめ留意すべき点をまとめた資料をグループウェアに配置し、職員の意識付けを図った。	A		広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第4次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図った。(令和5年12月4日実施)	A		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第4次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図った。(令和6年1月31日実施)	A		
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	A		人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。	A		男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報しようえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図った。	A		全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ハラスメント等に関わる人間関係の悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実	相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施。	A		人事課
	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※Ⅰ-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施。	A		
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要のある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	年次有給休暇の取得日数を一層推進するため、5日程度の指定休暇日をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施。	A		
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図れるよう準備。	A		
	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した粉ミルクや哺乳瓶等を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努めた。(粉ミルクは毎年度更新)	A		

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発 ・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発した。(毎号に女性相談を掲載) ・女性に対する暴力防止運動期間に合わせ、デジタルサイネージによる市民啓発を実施した。	A		男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座(1講座実施) ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座の開催(4講座実施) ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にオンラインセミナー「弁護士視点からみたDV被害の解決事例」(公益財団法人新潟県女性財団主催)を開催した。	A		
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発のため出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・センター講座・出前講座の開催(1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努めた。(女性関連施設相談員・相談事業担当者研修、全国婦人相談員・心理判定員研究協議会、関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会、相談事業担当者・相談事業管理職向け研修、債務に関する多職種研修会など)	A		男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・啓発リーフレットの配布(市内中学校・各種施設などに配置) ・女性相談カードの配布 ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、女性相談窓口への掲出) ・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」での継続的な周知(毎号女性相談の案内を掲載)	A		
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を活用し、情報共有を図った。(R6.3.13実施)	A		男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応し、不安や悩みの解消につなげた。	A		健康づくり推進課、こども家庭センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。 また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	虐待の通告を受けた際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行い、虐待の解消につなげた。	A		高齢者支援課

＜令和5年度取組実績＞

基本目標 2 被害者等への支援
重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口ついでの内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。 (数値目標：特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」(毎号女性相談の案内を掲載、9/25号は拡大掲載)や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行った。	A		男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分：男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他：安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標：女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで電話相談のみ延長) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施(相談実人員：171人、件数：1,849件(うち出張相談：4件)) (女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	A		男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意(利用実績：0件)	A		
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(電話・来所) 各区総合事務所からのオンライン相談 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	A		市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援
重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第4次基本計画		令和5年度取組実績				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分：男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他：生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援を様々な関係機関と連携し、実施した。 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	A		男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分：男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他：生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援を関係機関と連携しながら個々のケースに応じて実施した。 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	A		男女共同参画推進センター

第4次男女共同参画基本計画に基づく令和6年度実施計画【総括表】

施策の分野【2】		基 本 目 標【6】		重 点 目 標【18】		施 策 の 方 向【38】		事業数	
Ⅰ	男女が等しく参画するための社会環境整備	1	男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1)	男女共同参画についての理解の促進と意識啓発	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	重複Ⅰ	3	
						②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進		1	
				(2)	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施		5	
						②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施		2	
				(3)	男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進		1	
						②男性の家事・育児・介護等への参画の促進		2	
				(4)	子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底		3	
						②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実		3	
		2	男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：5 ▶ 施策の方向：12 ▶ 事業数：38	(1)	労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの浸透	重複Ⅰ	4	
						②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進		4	
						③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組		1	
				(2)	子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実		6	
						②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実		1	
				(3)	女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備	①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組	重複Ⅰ	3	
						②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進		2	
				(4)	生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発		2	
						②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実		9	
				(5)	貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備	①生活困窮者の自立促進の支援		1	
						②ひとり親家庭等への支援の充実		3	
						③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進		3	
		3	女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1)	女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催		2	
						②女性の再就職への支援		3	
				(2)	企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供	重複Ⅰ	2	
						②女性の参画情報の調査、公表	重複Ⅰ	2	
				(3)	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	重複Ⅰ	3	
						②女性職員の積極的な登用		2	
		4	推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(1)	男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化	重複Ⅰ	3	
						②市民や活動団体への支援		2	
				(2)	男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施		4	
						②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	重複Ⅰ	8	
Ⅱ	配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1	暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1)	暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発		2	
						②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発		1	
			(2)	相談窓口の充実	①女性相談事業の充実		2		
					②その他相談機関との連携		3		
		2	被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1)	発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進		1	
						②被害者への安全確保のための情報提供		3	
				(2)	自立への支援	①生活再建の支援		1	
						②同伴者への支援		1	
合計（重複登載分を除く合計）								100	

第4次男女共同参画基本計画に基づく令和6年度実施計画

分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所男女共同参画コーナー及び市民プラザ男女共同参画推進センターのほか、広報じょうえつや市ホームページ、SNSなどを活用し、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら、市民向けに情報提供する。	継続		男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図る。 ・デジタルサイネージによる周知啓発 ・広報上越、市ホームページ、SNSを活用したセンターの取組や講座の情報提供	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※Ⅰ-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	継続		情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	継続		引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で7講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図る。 ・センター登録団体委託:7講座 ・(公財)新潟県女性財団との共催:1講座 ※センター講座については、男女共同参画の周知啓発を図るよう、センター登録団体とのヒアリングを行い実施する。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催する。	継続		地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。(数値目標:7回開催)	民生委員児童委員協議会や事業所等で開催(目標:7回)し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。	人権・同和对策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	継続		研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催するほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図る。	男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	継続	全ての学校が公開または学校だより、学校ホームページで伝えるよう、校長会等で指導する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回実施し、保護者に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりする。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業を保護者や地域の方々に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりするように各学校を指導することにより啓発を進める。	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	継続		差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を16小学校区で開催する。	16小学校区で人権を考える講話会を開催し、女性に対する人権侵害の防止に向けた啓発を進める。	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	継続		地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で12講座以上)	男女共同参画出前講座の開催し市民への意識浸透を図る。(企業や学校・市民団体などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	男女共同参画推進センター

＜令和6年度実施計画＞

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
②あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	継続		消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施 2回以上)	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	継続		講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催、及び、情報紙の発行を通じた情報提供により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (3) 男性にとつての男女共同参画の推進

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動の実施	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	継続		情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。 (数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載し理解促進を図る。	男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した母子健康手帳アプリの普及と共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	継続		すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する妊娠届出時において、父親の育児参加について啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間18回(全42回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて、父親の育児参加への意識啓発を行う。	こども家庭センター
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	継続		日々の保育において、「男の子らしさ、女の子らしさ」のような固定的な意識を持たないよう援助するとともに、園行事においても、児童の役割分担や演目等を決める際は、男女の分け隔てなく行うなど必要な配慮を行う。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	幼児保育課
	担当者の中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	継続		年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導し、園職員の意識啓発を図る。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導する。	学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	継続		男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導する。	
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者の中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	継続		担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加するよう、各学校に指導し、学校職員の意識啓発を図る。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導する。	学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	見直し・改善	学校評価に男女平等参画に関する質問項目を学校評価に含めることで学校の負担を軽減する。	学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導することで、各学校の調査研究の充実を図る。	学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導する。	
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	継続		講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。（数値目標：センター講座と出前講座を合わせて1講座以上）	「男女平等」をテーマとする講座の開催（センター講座、出前講座）、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	継続		行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。	健康づくり推進課や福祉課(すこやかなくらし支援室)やにおいて、こころの相談に対応し、適切な支援につなげる。 自殺予防対策連携会議において、関係機関との情報共有等を行うほか、自殺予防研修会を実施し、地域における自殺予防対策を推進する。	健康づくり推進課・福祉課(すこやかなくらし支援室)
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ※ 1-2-(3)-①と重複	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	拡充	働き方改革を後押しするため、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与する国の制度への認定に係る経費に対して支援を行う。 また、既存のワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の対象となる認定制度及び中小企業者等イノベーション推進補助金における補助率等のかさ上げの対象となる認定制度を拡充する。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の交付 ・中小企業者等イノベーション推進補助金の交付 ※新潟県ハッピー・パートナー登録企業等(申請中を含む)が取り組む事業は、支援強化型(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業)で補助率等をかさ上げて支援。 (支援強化型:稼ぐ力強化、ワーク・ライフ・バランス推進企業応援、メイド・イン上越、観光コンテンツ形成推進) 補 助 率:3/4 (通常型 1/2) 補助限度額:75万円 (通常型50万円) ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページでの掲載	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	継続		仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市ホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行う。	
	市民へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等を行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	継続		労働環境の改善に向けて、適宜、情報提供を行う。	関係機関が実施する取組や制度について、周知チラシ等の窓口配布や市ホームページでの掲載を行う。	産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価へ加点を行う。	継続		市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。	契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	継続		家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組む。	農業委員会事務局
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	継続		農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組む。	
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
① 男女共同参画の視点に 立った子育て支援施策の充実	子育てに関する知識の習得や育児不安の 解消と楽しく子育てができる環境づくりを推 進するため、子育てセミナーやベビー健康 プラザを開催する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	継続		子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤 立感の緩和を図る。 乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図 る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催 により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知 識の普及を図る。	こども家庭センター
	地域の子育ての相互援助活動を支援する ことにより、仕事と育児を両立させ、安心し て働くことのできる環境づくりを推進するた め、ファミリーサポートセンターを運営す る。	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会 員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	継続		新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見 合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保 し、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を 強化するほか、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質 向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげ る。	
	放課後児童クラブの運営により、日中に保 護者が就労等で不在となる家庭の児童へ 適切な遊びや生活の場を提供し、児童の 健全育成を図るとともに、保護者の就労を 支援する。	放課後児童クラブを開設し、児童の健全育成 と保護者の就労を支援する。	拡充	・保護者連絡用アプリを導入し、保護者の利便性の 向上を図る。 ・日曜日・祝日に放課後 児童クラブを試行開設し、 利用者ニーズの把握を行 い、必要性についての検 討を行う。 ・長期休業期間の昼食の 配食サービスと生活困窮 世帯への昼食代支援制 度を導入し、子育てを支 援する。	保護者の就労形態の多様化などに対応した放課後児童ク ラブの開設により、保護者が安心して児童を預けることが できる環境を整える。 放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導によ り、児童の健全育成と保護者の就労を支援の両立を図る。	保護者ニーズに即した放課後児童クラブとなるよう、運営方法 の見直しを行うとともに、支援員等の増員へ取組と資質向上に 向けた研修会を実施し、児童の健全育成と保護者の就労支援 の両立を図る。	学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受 入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持 する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立 保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整 えるとともに職員の適切な配置も検討する。	継続		増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児 童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持す る。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配 置を行い、待機児童ゼロを維持する。	幼児保育課
	保護者の就労形態や家庭環境の多様化 による保育ニーズに対応するため、各種特 別保育事業を実施し、就労形態、発達、家 庭状況等による育児不安の解消を図る。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出 された意見書に基づき、子育て支援機能の充 実を図るための職員体制を整える。	継続		子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各 種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの 発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発 達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を 図る。	
	男女共同参画の視点に立った子育て支援 に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に 関する講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育 てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めても らう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座 を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れ た講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進 センター
	②男女共同参画の視点に 立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に 関する意識啓発	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護 支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を 提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて 1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた 講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進 センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備 【新設】

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組	地元企業の魅力や情報の発信、U・Iターンによる雇用促進及び若者の市内定住促進	地元企業を知る機会の提供 企業の就職等に関する情報の発信 インターンシップの実施支援 移住・就業支援金 就労促進家賃補助金	拡充	女性を含めた若者の市内企業への就労と定着を促進させるため、あらゆる求職者と企業とをつなぐ「求人・求職トータルサポート事業」を実施する。	学校や企業と連携し、若者の就業意識を啓発するとともに、市外からの移住者に対する支援やインターンシップの受入れに積極的に取り組む市内企業等への支援を行うほか、専用ポータルサイトを通じて求職者と市内企業をつなぐことで、若者の市内定住・就労を促進する。	・専用ポータルサイトに企業紹介のほか、新卒・中途採用等の求人情報やインターンシップの受入など企業が募集している情報を掲載 ・インターンシップ登録事業所を紹介するパンフレットを作成し、市内外の大学、短大、専門学校等へ配布 ・インターンシップの受入に当たり、学生等へ交通費や宿泊費の支援を行った事業所に対し、経費の一部を助成 ・東京圏から移住し、就業等した方へ支援金を支給 ・市外から移住、就労し賃貸住宅に入居する人へ家賃の一部を補助	産業政策課
	若者・女性の多様な働きかたに向けた施策、各種支援制度の周知・啓発による活用促進	創業支援利子補給補助金 創業スタートアップ支援補助金 女性起業家創出事業業務委託	継続		女性の多様な働く場づくりを通じて女性の活躍推進や転出超過の状況の改善を図るため、女性起業家の創出に取り組む。	・創業支援利子補給補助金 創業者等が創業に当たり融資を受けた際、その利子相当額を補助 ・創業スタートアップ支援補助金 通常枠 上限500千円、補助率1/2 U・Iターン女性活躍推進枠 上限666千円、 補助率2/3 ・女性起業家創出事業業務委託 外部事業者と連携・委託し、相談窓口の設置、情報発信、コミュニティ形成支援等を実施	
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ※1-2-(1)-①と重複	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	拡充	働き方改革を後押しするため、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与する国の制度への認定に係る経費に対して支援を行う。また、既存のワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の対象となる認定制度及び中小企業者等イノベーション推進補助金における補助率等のかさ上げの対象となる認定制度を拡充する。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の交付 ・中小企業者等イノベーション推進補助金の交付 ※新潟県ハッピー・パートナー登録企業等(申請中を含む)が取り組む事業は、支援強化型(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業)で補助率等をかさ上げして支援。 (支援強化型:稼ぐ力強化、ワーク・ライフ・バランス推進企業応援、メイド・イン上越、観光コンテンツ形成推進) 補 助 率:3/4 (通常型 1/2) 補助限度額:75万円 (通常型50万円) ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページでの掲載	産業政策課
②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	地域の自治会、市民団体、事業所などとの連携・協働による男女共同参画意識の醸成	女性の多様な活動を妨げないよう、あらゆる場面、世代において男女共同参画意識を醸成するための意識啓発や講座等を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催、及び、情報紙の発行を通じた情報提供により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	地域に新たな活力を生み出す人材の当市への流入と定着を図る。	移住相談窓口を設置し、移住相談を行うほか、移住希望者を対象としたセミナーや体験ツアーを開催し、移住者の体験談や地域の様子などの具体的な情報を提供するとともに、住宅取得や借上げに対し補助を行う。	継続		情報発信や相談業務、補助事業の利用促進等、移住から定住までを一貫して支援を行う。	・移住相談窓口や移住イベントでの相談に対応する。 ・暮らしの様子や移住に関するイベント情報をSNSで周知する。 ・セミナーやツアーを通じて、上越市に関する情報を提供する。 ・住宅の取得や家賃の支払いの一部を補助する。	多文化共生課

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標：センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により普及啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	小学校体育科及び中学校保健体育科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における授業及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施するよう学校に啓発する。	継続		性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた授業及び保健指導を実施するように学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた授業及び保健指導を実施するよう学校に指導する。	学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	継続		女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進める。	健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	継続		・上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 ・子宮頸がんと乳がんの検診受診者を受診率を前年度より増加させる。 ・プレストアウェアネスに関する啓発を行う。	・受診勧奨 ・インターネット予約 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日健診の実施 ・市ホームページ等を通じ、乳房を意識する生活習慣について啓発	
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	継続		・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。	・妊婦一般健康診査公費負担14回、及び妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図る。 ・産婦健康診査公費負担1回、及び産後うつ病スクリーニングにより支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげる。	こども家庭センター
	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	継続		・女性が参加しやすい教室(ノルディックウォーキング、親子運動教室など)を開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。	スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄姉の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内2事業所	継続		関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進する。	こども家庭センター
	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	継続		たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、市民の喫煙率の減少を目指す。	妊産婦喫煙防止(母子健康手帳交付、3か月児健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を進める。	
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 ・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	継続		相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図る。	
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	継続		・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦を、出産後早期からの適切な支援につなげる。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。(助産師による継続支援を含む)	
	中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生み育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	継続		次世代を生み育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図る。	

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	継続		生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	生活援護課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	継続		該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底する。	こども家庭センター
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	継続		該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底する。	
	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため養育費取り決めのための費用を助成する。	ひとり親家庭等に養育費取り決めのための費用を助成する。	新規	ひとり親家庭の生活の安定を図り、子どもの健やかな成長を支えるため、養育費の取り決めに要する費用を助成することで、養育費の受け取りを促進する。	支援を必要としている人に確実に制度の周知を行う。	離婚等にかかる相談や各手当の手続きにあわせて制度を案内し周知を徹底する。	
③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	人権総合計画における施策に基づく各種啓発活動の推進	第5次人権総合計画における様々な人権問題に対応するため、市民、企業の人権意識の向上を図る取組を実施する。	継続		市民や企業が様々な人権問題に対する理解を深めるため、講演会や研修会、資料展示などを通じて意識啓発を図る。	広報上越や市ホームページ、リーフレット等を活用した市民啓発のほか、市民や企業の人権意識の向上を図る市民セミナーや企業研修会、パネル展示等を実施する。	人権・同和対策室
	市民や事業者へのユニバーサルデザインの考え方の普及、人にやさしいまちづくりに関する市の取組についての周知	広報上越及び市ホームページを活用した普及啓発のほか、地域や事業所への周知活動を実施する。	継続		障害の有無や年齢、性別、言語などの違いにかかわらず、誰もが安全に安心して快適に暮らしていただけるためのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る。	広報上越及び市ホームページを活用した普及啓発のほか、地域や事業所への周知活動を実施する。 ・学校出前講座　・各種会合での普及啓発　・職員等研修会	多文化共生課
	多様な属性の人々や価値観への理解を促進する意識啓発	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための講座を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で1講座以上)	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための意識啓発に即した講座を開催する。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	能力開発に向けた各種講習会について情報提供する。	継続		認定職業訓練機関が開催する各種講習会について、広く市民に周知する。	各種講習会や技能訓練に関するチラシを窓口に掲出するほか、広報上越にて認定職業訓練機関が開催する講座の情報提供を行う。	産業政策課
	女性活躍推進に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座を開催する。	見直し・改善	女性活躍推進に資する意識啓発等の事業は、男女共同参画推進センターにおいて包含して取り組んでいるため			男女共同参画推進センター
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	継続		女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催する。	
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	継続		女性が再就職しやすい環境を整えるため、女性のための再就職支援セミナーを開催する。	関係機関と連携し、女性のための再就職支援セミナーを開催する。	産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	継続		支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	こども家庭センター
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続		継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進める。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①女性人材の情報収集、整備、提供	男女共同参画推進センター登録団体	男女共同参画社会の実現に貢献する活動を行っている市民団体を登録し、連携して事業を行う。	継続		登録団体の活動が活発に実施される。	市ホームページにおいて、登録団体の募集を周知する。団体とセンターの意見交換を行う懇談会を開催し、事業に反映する。	男女共同参画推進センター
	女性人材バンク ※ I -3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	継続		庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※ I -4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	継続		・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。	人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の調査、公表	継続		女性の参画・活躍情報を収集、公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を市民に提供する。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①市の各種審議会等へのク ォータ制の活用による女性 の参画推進	女性人材バンク ※1-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への 情報提供を行う。	継続		庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の 講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、 及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進 を図る。	男女共同参画推進 センター
	市の各種委員会・審議会等における女性 委員登用率の向上	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に関 し、改選に合わせ男女の委員比率が平等とな るよう各課に呼び掛ける。	継続		引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図る よう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(令和5年度 末)より向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨への理解及び各種審議会等 における女性登用率の向上に向けて働きかける。	全庁(取りまとめ: 男女共同参画推進 センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保 育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席 する委員に対し、会議等への出席がしやすい 環境をつくる。	継続		市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席 がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会 議等へ出席しやすい環境を継続する。	幼児保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・ 政策形成能力を習得する研修の機会を男 女均等に付与し、管理職の候補となり得る 職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣 する。	継続		外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年 検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等 を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用す る。	継続		職員採用試験において、継続的に女性職員を採用すると ともに、能力・適正を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用す る。	・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て 支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知した上 で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。(職員 採用ガイドの作成・配布、職員採用PR動画の作成・配信、各種 説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極 的に登用する。	

基本目標 4 推進体制の整備
重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①男女共同参画に関する情 報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成 と配布による周知・啓発	継続		上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	男女共同参画推進 センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※1-1-(1)-①と重複	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発 行し、男女共同参画推進センターの取組及び 男女共同参画に関する情報を紹介する。	継続		情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男 女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により市民へ の啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見 を反映させる。	
	市民への男女共同参画に係る情報提 供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ 情報提供と情報発信を行う。	継続		男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことによ り、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目 標:図書貸出数200冊以上・貸出人数95人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報 提供・情報発信を行う。	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録体懇談会・ 研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	継続		登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図 る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向 上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上 開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供	男女共同参画推進 センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働 による講座の運営。	継続		講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ 専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分 かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登 録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。	

基本目標 4 推進体制の整備
重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	継続		・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施する。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備する。	人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	継続		広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	市政情報の発信に関し、男女共同参画の視点をはじめ留意すべき点をまとめた資料をグループウェアに配置し、職員の意識付けを図る。	広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	継続		保育士を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	継続		職員を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図る。	
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	継続		現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	継続		講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。	男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	継続		職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図る。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ハラスメント等に関わる人間関係の悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実	相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	継続		パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図る。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施する。	人事課
	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※Ⅰ-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	継続		・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。	
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	継続		・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	年次有給休暇の取得日数を一層推進するため、5日程度の指定休暇日をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。	
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対しての男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	継続		集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図る。	危機管理課
	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	継続		女性や子育て家庭のニーズに対応した粉ミルクや哺乳瓶等を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努める。(粉ミルクは毎年度更新)	

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援
基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	拡充	女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性相談窓口の周知啓発のため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、国が提唱するパープル・ライトアップを高田城三重櫓で実施する。(重複)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への継続的な記事を掲載するなど、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止の啓発 ・パープル・ライトアップの実施(11/12～11/25予定)	男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。				DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)	
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発のため出前講座の開催働きかけを行う。	継続		出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・センター講座・出前講座の開催	男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(2) 相談窓口の充実

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	継続		各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努める。	男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。				・啓発リーフレットの配布(市内中学校・各種施設などに配置) ・女性相談カードの作成及び配布 ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、女性相談窓口への掲出) ・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」での継続的な周知 ・パープル・ライトアップの実施(11/12～11/25・予定)	
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	継続		関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図る。	男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	継続		関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応する。	健康づくり推進課、こども家庭センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	継続		虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。 また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	虐待の通告を受けた際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行う。	高齢者支援課

基本目標 2 被害者等への支援
重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	継続		DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行う。	男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	拡充	女性相談員に統括指導的業務を行う職員を配置し、相談体制の充実を図る。	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・3人の相談員の一人を統括指導的業務を行う相談員として配置し、相談体制の充実・強化を図る。 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで電話相談のみ延長) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施	男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	継続		被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。	
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	継続		市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(電話・来所) 各区総合事務所からのオンライン相談 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援
重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第4次基本計画		令和6年度実施計画				担当課
	事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	継続		被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	継続		被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター

市の各種委員会・審議会等における女性委員の登用状況(令和5年度)

上越市男女共同参画基本条例では、“市が設置する各種委員会等の委員を選任するときは、男女同数となるよう配慮しなければならない”としており、上越市第4次男女共同参画基本計画において、女性委員の登用率を計画期間の最終年度である令和9年度末までに30%にするという目標を掲げ、委員の改選に当たっては積極的に女性委員の登用・推薦を呼びかけています。令和5年度末は、任期途中の女性委員の辞職などにより、28.0%の登用率、前年度比でマイナス0.2ポイントとなり、令和5年度として掲げていた前年度の数値より向上させるという目標は未達成となりました。

しかしながら、農業委員会で3人の女性委員を登用したことにより4.3ポイント上昇するなど、積極的な女性人材の発掘により、登用率の向上が図られた委員会もあります。引き続き、女性の参画促進のための意義や必要性などの啓発活動を行い、あらゆる方針決定の場に女性の視点や意見が反映するよう取り組んでまいります。

令和6年3月31日現在

区 分・名 称	審議会数	委員数		女性登用率	
		委員総数	女性委員	R5年度	R4年度
上越市公平委員会	1	3	1	33.3%	33.3%
上越市固定資産評価審査委員会	1	3	2	66.7%	66.7%
上越市教育委員会	1	4	2	50.0%	50.0%
上越市選挙管理委員会	1	4	1	25.0%	25.0%
上越市監査委員	1	3	1	33.3%	33.3%
上越市農業委員会	1	24	3	12.5%	4.3%
行政委員会	6	41	10	24.4%	20.0%
上越市国民保護協議会	1	44	2	4.5%	4.5%
上越市防災会議	1	38	1	2.6%	2.7%
上越市開発審査会	1	5	2	40.0%	40.0%
上越市建築審査会	1	7	2	28.6%	28.6%
上越市障害支援区分等審査会	1	15	6	40.0%	40.0%
上越市民生委員推薦会	1	7	2	28.6%	28.6%
上越市介護認定審査会	1	120	42	35.0%	36.4%
上越市国民健康保険運営協議会	1	20	8	40.0%	40.0%
法令必置の附属機関	8	256	65	25.4%	26.2%
地域協議会	28	363	70	19.3%	19.7%
法律及び条例に基づく附属機関、審議会等	40	505	159	31.5%	32.7%
規則、要綱等に基づく懇談会等	39	423	140	33.1%	31.7%
合 計	121	1588	444	28.0%	28.2%

※調査時点において、休止中、委員が選任されていないものは除く。

【参考】

地域協議会	28	380	88	23.2%	17.8%
-------	----	-----	----	-------	-------

※令和6年4月25日の地域協議会委員選任後の数値

(前回選任時)

市議会議員	1	32	8	25.0%	21.9%
-------	---	----	---	-------	-------

※令和6年4月21日執行の一般選挙後の数値

(前回選挙時)

男女共同参画推進センターに関する事業報告

男女共同参画推進センターでは、DV被害をはじめ、家庭、結婚、離婚、経済問題等の女性が抱える問題に対し、専門の相談員が指導・助言を行う女性相談事業と、男女共同参画基本条例や基本計画に基づき男女共同参画の取組を継続的に行う男女共同参画推進事業を実施し、上越市における男女共同参画の推進に取り組んでいます。

◆女性相談事業

1 事業の目的

- 売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき女性相談員を設置し、相談者が抱える様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。

2 事業の内容

- 結婚・離婚問題や家庭問題などで不安や問題を抱えている相談者に対し、適切な指導や助言を行うとともに、関係機関・庁内関係課等とも連携を図り、相談者のニーズにかなった支援を行う。

【女性相談】

- ・相談員 3人
- ・相談場所 上越市市民プラザ2階 男女共同参画推進センター内
- ・相談受付 月～土曜日 午前9時～午後5時（毎週火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）

※日曜日・祝日、年末年始、市民プラザ休館日は除く

【出張相談】

- ・相談者の状況により、最寄りの公共施設や、連携関係機関に出向いて対応する。（事前予約制）

3 相談件数について

- (1) 令和5年度は相談延べ件数が1,849件、相談実人数は171人となり、令和4年度の相談延べ件数と比較して1,936件の減、相談実人数では41人の減となった。
- (2) 全相談件数の約5割（47.3%）が家庭問題となっており、そのうちDV関係の相談は全相談件数の9.4%であった。

<女性相談事業実績>

区分		令和3年度		令和4年度(B)		令和5年度(A)		比較増減 (A)－(B)	
女性保護施設等入寮者数(人)		3		3		0		△3	
相談実人数/相談延べ件数		人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
		233	3,064	212	3,785	171	1,849	△41	△1,936
内 訳	経済問題	9	375	9	414	7	155	△2	△259
	職業・就労問題	0	10	0	31	0	3	0	△28
	結婚・離婚問題	43	190	51	366	49	197	△2	△169
	家庭問題	115	1,259	98	1,896	76	875	△22	△1,021
	(うちDV関係)	(26)	(136)	(26)	(372)	(18)	(174)	(△8)	(△198)
	その他	66	1,230	66	1,078	39	619	△27	△459
相談日数(日)		282		281		281		0	
1日あたり相談件数(件)		10.9		13.5		6.6		△6.9	

※ 人数は、主な訴えのあった内訳項目の実人数を記載。件数は、複数の内容の相談があった場合、主な訴え以外の件数も加えて記載。

【参考】

	令和 3 年度	令和 4 年度 (B)	令和 5 年度 (A)	比較 (A)-(B)
実相談回数(関係機関との連携含む) ※ () 内は 1 相談者当たり回数	682 回 (2.93 回)	847 回 (4.00 回)	434 回 (2.54 回)	△413 回 (△1.46 回)

4 相談者の状況について

- (1) 相談実人数は 171 人で、このうち女性は 160 人 (93.6%)、男性は 10 人 (5.8%)、不明 1 人 (0.6%) であった。また、相談者の新規・再来別では、新規が 127 人 (74.3%)、再来が 44 人 (25.7%) であった。
- (2) 相談者の居住地別では、合併前上越市が 124 人 (72.5%)、13 区は 22 人 (12.9%)、市外・不明は 25 人 (14.6%) であった。また、相談方法の区分では、男女共同参画推進センターへの来所が 81 人 (47.4%)、電話相談が 87 人 (50.9%)、メール・その他が 3 人 (1.7%) となっている。

【年代別集計】

18 歳未満	1 人	0.6%
18 歳以上 20 歳未満	2 人	1.1%
20 代	22 人	12.9%
30 代	32 人	18.7%
40 代	47 人	27.5%
50 代	22 人	12.9%
60 歳以上 64 歳未満	9 人	5.2%
65 歳以上	16 人	9.4%
不明	20 人	11.7%
合計	171 人	-

【相談経路】

本人自身	134 人	78.4%
警察関係	5 人	2.9%
法務関係	0 人	-
他の女性相談所	5 人	2.9%
他の女性相談員	0 人	-
福祉事務所	11 人	6.4%
他の相談機関	10 人	5.9%
社会福祉施設等	4 人	2.3%
医療機関	2 人	1.2%
教育機関	0 人	-
労働関係	0 人	-
民間シェルター	0 人	-
知人縁故関係	0 人	-
その他	0 人	-
合計	171 人	-

5 事業の成果及び今後の課題、反省点について

- (1) 目標達成状況
 - ・相談者の様々な不安や悩みに対し、庁内関係課や関係機関と連携を図りながら適切な助言や支援等を行い、不安解消や問題解決に向けて、相談者に寄り添うことにより適切に対処することができた。
 - ・DVに関する相談では、相談者に対して迅速かつ的確な助言・支援に努め、被害者の安全確保を図った。
 - ・国・県等の研修会に参加し、女性相談員として必要な知識や資質の向上を図った。
- (2) 事業の成果
 - ・配偶者等からの暴力被害(DV)に関する相談については、内容が複雑化かつ多様化してきているが、関係課や関係機関と連携し、迅速に適切な支援を行うことができた。
- (3) 今後の課題
 - ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、また、近年の生活・行動の変化に伴い複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談者の意思を尊重しながら、最適な支援を受けられるよう関係機関等との連携をより一層進めるとともに、研修会の活用等により女性相談員に必要な知識の取得や資質の向上に取り組んでいく。

◆男女共同参画事業

1 男女共同参画推進センター事業について

(1) 概 要

- ・男女共同参画推進センターは、男女共同参画基本条例において、当市における男女共同参画の事業推進と市民活動の拠点施設として位置付けられている。（平成13年3月設置）
- ・男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の促進に関する講座等の企画・運営や、女性相談業務及び広報活動等を行っている。

(2) 令和5年度実績

① 男女共同参画推進センター講座（9講座・10回、192人参加）

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する理解を推進するため、実施計画に基づき講座を開催し、市民、企業への周知、意識啓発に取り組んだ。

<講座開催実績>

No.	月 日	講 座 名	参加人数	会 場	企画・運営
1	7/1 (土)	ドキュメンタリー映画「ぼくが性別『ゼロ』に戻るとき」 上映会&トーク	59	市民プラザ	登録団体委託※
2	7/29 (土)	みてきいて考える いのちを支える絆	22	市民プラザ	登録団体委託
3	8/20 (日)	いのちの話“生と性” ～今、子どもたちに伝えたいこと～	37	市民プラザ	登録団体委託
4	10/31 (火)	L G B T Qと子育て	10	市民プラザ	登録団体委託
5	11/4 (土) 3/2 (土)	女性のための地域協議会講座	6 5	春日謙信交流館	登録団体委託
6	11/25 (土)	女性のための市政入門講座	6	春日謙信交流館	登録団体委託
7	12/16 (土)	女性の自分らしい生き方について考える講座	19	市民プラザ	登録団体委託
8	2/18 (日)	地域セミナーin 上越 「仕事」と「介護」の両立セミナー	15	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団との共催
9	3/24 (日)	女性活躍応援セミナー チーム我が家で考える家事・育児シェアセミナー	13	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団協力

※ 企画・運営欄における「登録団体委託」とは、上越市（男女共同参画推進センター）が登録団体に講座の企画・運営を委託したものを指す。

<講座参加者の満足度>

- ・令和5年度 77.5%（参考：令和4年度 87.4%）
- ※第4次男女共同参画基本計画の評価目標・・・令和9年度に90.0%

② 公益財団法人新潟県女性財団の講演会・オンラインセミナー（2講座・16人参加）

- ・公益財団法人新潟県女性財団が「男女共同参画週間」に新潟市で行った講演会をオンラインで視聴するサテライト会場を市民プラザに設置した。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に行ったオンライン講座を市民プラザで視聴する会場を設置した。

No.	月 日	講 座 名	参加 人数	会 場	企画・運営
1	6/25 (日)	にいがた女と男フェスティバル 2023 講演会 「企業が変われば、社会が変わる」 講師：浜田敬子さん（ジャーナリスト、AERA 元編集長）	12	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団
2	11/8 (水)	女性に対する暴力防止オンラインセミナー 「弁護士の視点からみたDV問題の解決事例」 講師：内山 晶さん（とやの総合法律事務所 弁護士）	4	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団

③ ワーク・ライフ・バランス推進事業（2 講座・30 人参加）

- ・産業政策課から移管された女性サポートセンター事業におけるワーク・ライフ・バランス推進セミナー及び運営委員会の開催により、事業者や市民への意識啓発を行った。

No.	月 日	講 座 名	参加 人数	会 場	企画・運営
1	10/10 (火)	ワーク・ライフ・バランスで会社が利益体質に変わった 講師：大堀正幸さん（株式会社大堀商会 代表取締役）	20	市民プラザ	直営
2	12/9 (土)	ライフプランセミナー～充実した、より豊かな人生の実現に向けて～ 講師：第一生命保険株式会社、市こども政策課	10	市民プラザ	直営

④ 男女共同参画出前講座（9 団体、330 人参加）

- ・学校や企業、市民団体などが主催する男女共同参画に関する講座、研修などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識啓発を図った。

<講座開催実績>

区分	開催 回数	参加 人数	実施プログラム（複数あり）・実施回数						
			デートDV ・暴力防止	男女共同参画 と人権	子育て支援、 介護支援	リプロダクティ ブ・ヘルス/ライツ	地域の 男女共同参画	ハラスメント 防止	ワーク・ライ フ・バラン ス、女性活躍
学校	3	116	3	－	－	－	－	－	－
企業	3	133	1	－	－	－	－	1	1
市民団体など	3	81	－	2	1	－	1	－	－
計	9	330	4	2	1	0	1	1	1

⑤ 広報事業

<情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行>

- ・年 4 回の発行回ごとにそれぞれテーマを設定するとともに、市内の主な施設や町内会等へ配布し、男女共同参画に関する啓発及びセンターの各種事業等について紹介した。

（発行回数：年 4 回、発行部数：15, 400 部）

各号主な発行テーマ

- ▶ 6月25日号：「上越市第4次男女共同参画基本計画を策定しました」（男女共同参画週間）
- ▶ 9月25日号：「自分らしさを生かして活躍できる『男女共同参画社会』の実現に向けて」
- ▶ 12月25日号：「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）はありませんか？」
- ▶ 3月25日号：「多様な『性』について考えてみましょう」

⑥ 男女共同参画推進センター登録団体懇談会の開催（令和 6 年 3 月末現在 19 団体）

- ・懇談会を定期的に 4 回開催し、センター講座の企画案や情報紙の内容等について協議したほか、男女共同参画に関する意見交換を行うなどセンター登録団体との連携を図った。

2 第4次男女共同参画基本計画の取組状況について

(1) 第4次男女共同参画基本計画（R5～R9）の進捗管理

- ① 令和5年3月に策定した第4次男女共同参画基本計画に基づき、令和5年度の事業実施計画の進捗管理及び令和6年度の実施計画の策定について、関係課等を通じて整理を行った。
- ② 市が設置する各種審議会等における女性委員の登用状況に関する調査（R6.3.31現在で調査）

- ・調査対象とした審議会等 【計121】（令和4年度末：120）
- ・登用状況：令和6年3月末現在 28.0%（前年度比 △0.2ポイント）

(2) 男女共同参画審議会の開催

- ① 設置根拠（上越市男女共同参画基本条例第22条）
 - ・男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する。
- ② 所掌事務
 - ・男女共同参画基本計画に関し、第11条第3項（男女共同参画基本計画を定める場合に審議会の意見を聴くこと）に規定する事項を処理すること。
 - ・市長の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
 - ・男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が男女共同参画の促進に及ぼした影響を評価すること。
- ③ 審議会委員
 - ・委員数 15人（任期：R5.4.1～R7.3.31） ※学識経験者、事業者、公募市民等で構成

<審議会の開催実績及び主な協議事項>

回	開催日	協議事項
第1回	8月17日（木）	・第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績について ・第4次男女共同参画基本計画に基づく令和5年度実施計画について
第2回	2月21日（水）	・令和5年度取組実績（見込み）及び令和6年度実施計画（予定）について

3 その他男女共同参画事業について

(1) 男女共同参画サポーター制度

- ① 目的及び期待する主な役割
 - ・地域での男女共同参画の推進に関する意識・知識の普及啓発。
 - ・男女共同参画推進センター講座等への積極的参加や、市民に向けた参加の呼び掛け。
 - ・サポーター自身の活動を通じて、男女共同参画の実践とそのきっかけづくり。
- ② 令和5年度実績
 - ・サポーター懇談会を開催し、サポーター相互の交流や情報交換、今後の活動について検討したほか、サポーターからの提案や意見等を基にした啓発事業「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を知ろう！パネル展」を開催した。
 - ・「～無意識の思い込みから自由になろう！～アンコンシャス・バイアスを知ろう！」パネル展
開催期間・・・令和6年2月7日～2月20日
開催場所・・・高田城址公園オーレンプラザ
内 容・・・男女共同参画サポーターの皆さんの意見を生かした、性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み、偏見）について、観覧者の気づきのきっかけとなることを目的としたパネル展。シールアンケートや内閣府作成のチェックシートによるアンコンシャス・バイアス度の自己診断ができるコーナーも設けた。
 - ・令和6年3月末現在の登録者数 19人

(2) 男女共同参画に関する職員研修会の開催

- ・各課等の男女共同参画推進担当者（主に副課長級職員）及び保育士（園長又は副園長）を対象に研修会を開催し、職員一人一人が男女共同参画について正しい認識を持ち、各課等における男女共同参画の促進に関する施策の推進につなげ、業務の中で実践していくための意識啓発を行った。

（担当者対象）

- ・テーマ：「男女共同参画社会の実現に向けて市職員に求められるもの」
- ・講師：畠山典子さん（公益財団法人新潟県女性財団 理事長、上越市男女共同参画審議会委員）

（保育士対象）

- ・テーマ：「子どもの人権とエンパワメント」
- ・講師：CAP・じょうえつ（男女共同参画推進センター登録団体）

(3) 女性人材バンク

- ・上越市男女共同参画基本条例の理念に則り、女性の人材の情報を蓄積し、かつ、その情報を活用する制度を創設することにより、本市の審議会等の委員、研修会の講師等に積極的に女性を活用し、もって男女共同参画社会の促進に寄与することを目的としている。令和5年度は1件の活用があった。
- ・利用の拡大を図るため、市のホームページへ登録情報を掲載
- ・令和6年3月末現在の登録者数 36人

4 事業の成果及び今後の課題、反省点について

(1) 目標達成状況

- ・第4次男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画センター講座を幅広いテーマで開催するとともに、出前講座の開催、情報紙の発行、啓発パネル展の開催などを通じて、男女共同参画の意義の普及・啓発を行い、男女共同参画に関する市民の理解の向上を図った。

(2) 事業の成果

- ・関係団体の委託講座のほか、学校や事業所、市民団体などを対象とした出前講座やサポーター等の協働による啓発事業を実施するとともに、新潟県女性財団との共催による講座の開催など、男女共同参画社会の必要性について、様々な分野と幅広い世代に向けて意識啓発を図ることができた。

(3) 今後の課題

- ・引き続き、あらゆる場における意思決定過程への女性の参画促進や性別による固定的役割分担意識の解消などに向けた取組を推進し、男女共同参画社会の形成についての理解を深める意識啓発に取り組んでいく。
- ・特に事業所向けの講座では、関係機関と連携した周知に努めるほか、行政の情報が届きにくい若年層への効果的な働きかけを検討していく。

■令和5年度 男女共同参画推進センター講座開催実績
(登録団体委託・センター直営・県女性財団共催)

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ (期待する効果等)
1	○期日：7/1（土） ○会場：市民プラザ ○講座名：ドキュメンタリー映画「ぼくが性別『ゼロ』に戻るとき」上映会&トーク ○講師：－ ○参加者：59人 ○講座区分：委託講座(上越市の男女共同参画を推進する会) 性の違和感に悩み、それでも自分らしく生きる人々の姿を描いた映画「ぼくが性別『ゼロ』に戻るとき」の視聴を通して、男女の性別に限らず多様な性を認め、生きやすい社会が必要であることに気づき、考えるとともに、性的マイノリティ当事者の苦しみを理解し、支援することの大切さを学ぶ。	・性的マイノリティの人たちが生きやすい社会となるために、男女の性別だけでなく、様々な性があることを理解する。 ・一人ひとりの性のあり方を尊重し、よき理解者・支援者になることが大切であることを知る。	・一番よかったのは、自分の性は自分で決めていいのだということ。自分の心の性と体の性が違うことは違和感があつて、辛いものだとよく分かった ・性的マイノリティの方々は左利きの人と同じくらいいると知った。 ・70歳でカミングアウトした方の勇気と葛藤の深さ、この様なテーマがドキュメンタリー映画になったことは素晴らしい。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 ・多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進
2	○期日：7/29（土） ○会場：市民プラザ ○講座名：みてきいて考えるいのちを支える絆 ○講師：松居 和さん（音楽家・作家・元埼玉県教育委員会委員長） ○参加者：22人 ○講座区分：委託講座(自然な出産と母乳育児を考える会) 午前、監督である松居和氏の映画にまつわるトークのあと、ドキュメンタリー映画「シスター・チャンドラとシャクティの踊り手たち」（インドで人権問題に「踊ること」で挑む、修道女のドキュメンタリー）を鑑賞する。午後は、松居和氏より、新しい命が育つことや人に必須の絆について講演いただき、参加者と監督、参加者同士の対話の場を設けることで、気づきや多様な見方、私たちが抱える課題を共有し考える。	・男女共同参画の視点での性差別、人権の考え方を理解する。 ・ドキュメンタリー映画や講演といった外的刺激から気づきを得ること、自分の考えやこれまでの生活を振り返ること、明日への行動変容などについて考えるきっかけとする。	・インドに未だにきびしいカースト制があること。それに対抗して女性解放、ひいては人権解放運動があるということ。シスターの「村には分かち合うことがある」という言葉が心に残りました。 ・映画の内容は深く心を打つものばかりでした。インドのカーストがまだ現存している、少しびっくりでした。しかも4段階の下に「ダリット」という階層があるとは。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発 ・男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ・教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ （期待する効果等）
3	○期日：8/20（日） ○会場：市民プラザ ○講座名：いのちの話 生と性 今、子どもたちに伝えたいこと ○講師：穂苅貞枝さん（助産師）、村川晴子さん（高等学校家庭科教諭） ○参加者：18人 創作19人 ○講座区分：委託講座（C A P・じょうえつ） 命、生と性、男女共同参画などの話題提供者として穂苅貞枝さん、村川晴子さんより子どもたちに伝えていること、大切にしたいことをお話いただく。参加者とともに考える機会とし、子どもたちに伝えたいこと、伝える方法を話し合う。併せて、人権、ジェンダー、多様性に係る本などの展示や創作コーナーを設ける。	・生と性の話を子どもたちにどう伝えているか理解する。 ・子どもに伝えたいことを考える機会とする。 ・子どもたちが人権や男女共同参画について意識するきっかけになる。	・性的同意について、きちんと「NO」ということの大切さを改めて実感した。「あなたは大切な人」と言われることの嬉しさを感じた。 ・まずは私たち大人が知ることから始めて、どうしたら子どもに伝えられるかを考えていきたいと思いました。 ・高校の性教育でここまで具体的なお話をされているところがあるのに驚きました。子どもだけではなく、親も学ぶ必要があると感じます。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 ・配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発
4	○期日：10/31（火） ○会場：市民プラザ ○講座名：L G B T Qと子育て ○講師：井浦綾香さん（LGBTQここラテにいがた代表） ○参加者：10人 ○講座区分：委託講座（NPO法人マミーズ・ネット） L G B T Qについて、大人（親）が基礎知識を得る機会とする。また、子どもに対して家庭で正しく伝えられることを目指し、性の多様性を尊重した子育てについて考える機会とする。	・子育て中の保護者や子育て支援者がLGBTQについて正しい知識を持つことで、子どもたちが安心して自分らしく生きられること。 ・性的マイノリティを取り巻く差別やいじめ等について問題意識を持つ人が増えること。	・今後、子ども達の考えを寄り添って聞いていけると思う。 ・今回当事者の方のお話を聞けて大変参考になりました。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ・教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 ・多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ （期待する効果等）
5	○期日：11/4（土）、3/2（土） ○会場：春日謙信交流館 ○講座名：女性のための地域協議会講座 ○講師：栗田英明さん（市議会議員）増田和昭さん（直江津区地域協議会委員） ○参加者：6人（11/4）、5人（3/2） ○講座区分：委託講座（上越市まちづくり市民大学0B会） 令和6年4月の地域協議会委員の改選に向け、女性の参画の必要性和地域協議会の基本的な知識についての講義と、地域協議会への参画の必要性や課題等についてのグループワークを行う。	・地域の課題や活性化を話し合う場に女性が参画することの重要性和必要性を理解してもらう。 ・参加者で話し合うことで同じ思いを持つ仲間を増やし、地域協議会への参画の機運を醸成するきっかけとする。	・自主的審議の流れから、課題解決まで道のりがクリアになりました。「テーマとして話しあうかどうか」の話し合いでなく、「なぜその課題が出たのか（問題点、解決策の話し合い）を掘りさげることの重要性が分かりました。 ・地域協議会が市民にとって、もっと近い距離になることを願いたい。古い人の考えが強く、女性や若者が弱い風習を来期から変わることを強く願います。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 ・ワーク・ライフ・バランスの浸透 ・女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ・市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進
6	○期日：11/25（土） ○会場：春日謙信交流館 ○講座名：女性のための市政入門講座 ○講師：高山ゆう子さん（市議会議員）、栗田英明さん（市議会議員）、増田和昭さん（上越市まちづくり市民大学0B会代表） ○参加者：6人 ○講座区分：委託講座（上越市まちづくり市民大学0B会） 女性の参画の必要性和市政と議員の基本的な知識についての講義と、市議会への参画の必要性や参画への課題等についてのグループワークを行う。	・政策等の決定の場に女性が参画することの重要性和必要性を理解してもらう。 ・参加者で話し合うことで同じ思いを持つ仲間を増やし、市議会議員立候補への機運を醸成するきっかけとする。	・普段聞けない内容が聞けて勉強になりました。 ・市政というテーマが大きすぎるので、仕組み（議会）を理解するだけで精一杯でした。 ・子供の頃からの教育が大切だと思いました。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 ・ワーク・ライフ・バランスの浸透 ・女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ・市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ （期待する効果等）
7	○期日：12/16（土） ○会場：市民プラザ ○講座名：女性の自分らしい生き方について考える講座 ○講師：清水心澄さん（仏画師） ○参加者：19人 ○講座区分：委託講座（男女共同参画を応援する市民の会） 妻・母親・女性のあり方について、自分の中の固定観念に縛られている人に対し、固定観念を排除してより自由に柔軟に生きる生き方についての講義とグループワークを行う。	・性別による固定的役割分担の考え方にとらわれない生き方を理解してもらおう。また、とらわれない生き方について話し合うことで自分の生き方の確認と自信につなげる。	・1日1個必ず良い事がある 今後の人生にとっても役立つアドバイスでした。 ・他人は変えられない、変えられるのは自分！いたわる心を持つ。「こうあるべき」を無くしていきます ・”人は思うようにはならない”わかっているようで改めて大事にしていきたいです。小さな灯（希望）を大切にしたいです。 ・固定観念について、改めて考える機会となった。清水さんの実体験に基づいたわかりやすいお話でした。 ・気づかずにもっていた思いこみを自覚した。相手に敬意を持つことが自分をも救うと思った。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 ・教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 ・ワーク・ライフ・バランスの浸透 ・女性の人材育成に向けた各種講座の開催
8	○期日：2/18（日） ○会場：市民プラザ ○講座名：「仕事」と「介護」の両立セミナー～介護離職を防ぐために～ ○講師：山田美恵さん（新潟県介護福祉士会副会長） ○参加者：15人 ○講座区分：（公財）新潟県女性財団との共催 介護に対する知識不足や準備不足を補い、一人で抱え込む、離職するといった事態を防ぐため、介護とは、介護保険制度の仕組み、介護離職を防ぐポイントなどについて学ぶ機会とするとともに、性別による固定的役割分担意識の解消等に向けた意識啓発を目指す。	・少子高齢化社会が進む中、未婚率の上昇や核家族化により、要介護者の増加に対して介護の担い手は不足している。いずれ直面する介護について、性別に関係なく、社会の課題として介護を考え、介護離職の防止等を図る機会とする。	・介護に関するサービス、制度、事例を具体的に知る事ができた。 ・講師の実体験を含めて講座を進めてくださった点が良かった。 ・介護をしながら働くのは難しいと思っていましたが、まずは両立する道を模索したいと思えました。 ・介護保険制度の仕組みや介護離職の現状・防ぐポイントをわかりやすく教えていただき、とても参考になりました。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 ・男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実 ・男性の家事・育児・介護等への参画の促進

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ （期待する効果等）
9	○期日：3/24(日) ○会場：市民プラザ ○講座名：チーム我が家で考える家事・育児シェアセミナー ○講師：小崎恭弘さん（NPO法人ファザーリングジャパン顧問、大阪教育大学教育学部教授） ○参加者：13人 ○講座区分：センター直営（協力：（公財）新潟県女性財団） 男女共同参画の意義を踏まえながら、家庭において家事、育児をシェアしていけるよう、男女共同参画の観点からの家事等への向き合い方、シェアのポイント、家事等の初心者向けのポイント、家庭での円滑なコミュニケーションの秘訣などについて学ぶ機会を設け、性別による固定的役割分担意識の解消を図るとともに「男性にとっての男女共同参画の推進」「女性の能力発揮への支援」の推進を図る。	・誰もが自分らしく個性や能力を発揮して多様な生き方ができる社会の実現に向けて、考えなくてはならないことは、家事労働の多くが女性に偏っている現状である。 ・このセミナーを、家庭のなかの家事や育児を分担していくためのポイントや向き合い方を楽しく学ぶ機会とする。	・とてもいいお話をしていただき良かったです。大満足。 ・自分がパパに求めていることを言葉にしてもらえてスッキリした。 ・新しい気づきや改めて確認・納得できたことなど、多くありました。 ・育児のこと、とてもおもしろかったし、今後に役立てていきたい。 ・ご自身の体験やおもしろい話をまじえて話をしてくださり、楽しかったです。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 ・男性における男女共同参画の意義の理解促進 ・男性の家事・育児・介護等への参画の促進 ・女性の人材育成に向けた各種講座の開催

■令和5年度男女共同参画推進センター講座開催実績
 (その他の講座) 女性サポートセンター事業 (ワーク・ライフ・バランス推進セミナー)

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声 (抜粋)	テーマ (期待する効果等)
1	○期日：10/10 (火) ○会場：市民プラザ ○講座名：ワーク・ライフ・バランス推進セミナー 「ワーク・ライフ・バランスで会社が利益体質に変わった」 ○講師：大堀正幸さん (㈱大堀商会代表取締役) ○参加者：20人 (うち、事業所参加9団体) ○講座区分：センター直営講座 ※女性サポートセンター事業 自らも子育て中の父親であり、イクボスとしても活躍中の大堀正幸氏を講師に迎え、中小企業だからこそ、ワーク・ライフ・バランス推進、働き方改革によって生産性を向上し、労働時間の短縮につなげ、社員の満足度をあげることができるという内容のセミナーを開催する。	・ワーク・ライフ・バランスの推進によって、誰もが働きやすい労働環境をつくり、生産性の向上や社員の離職率の低下につなげている中小企業の取組を先進事例として学ぶ機会とする。	・ワーク・ライフ・バランスの考え方、実態が理解できた。 ・講師の体験に基づくお話は非常に力強く、活力をもらった。 ・大変な苦勞をされたからこそ伝えられる説得力のあるお話が聞けて良かった。今後の生活に役立てる。 ・効率性を上げていくことの大切さを改めて感じた。今後に生かしてゆきたい。 ・シングルマザーが安心して、仕事に専念できる社会をつくりたいので、今後のヒントになる情報をたくさん得られた。 ・大切だと分かっているけど、どう取り組めばいいか分からずにいる。一歩踏み出すきっかけとなった。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・男性の家事・育児・介護等への参画の促進 ・ワーク・ライフ・バランスの浸透 ・若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組
2	○期日：12/9 (土) ○会場：市民プラザ ○講座名：ライフプランセミナー ～充実した、より豊かな人生の実現に向けて～ ○講師：第一生命保険株式会社、市こども政策課 ○参加者：10人 ○講座区分：センター直営講座 ※女性サポートセンター事業 企業版ふるさと納税 (人材派遣型) の活用により、子育て支援の推進など地方創生に向けた取組の一層の充実・強化を図るため、上越市に専門的知識・ノウハウを有する人材派遣を含む寄附を行っている第一生命保険株式会社及び市への派遣職員 (こども政策課) を講師として、自分らしい生き方を支援するライフプラン作りに向けたセミナーを開催する。 第一生命保険株式会社からは、将来のために今どんな準備が必要か、子どもの教育費はいくら用意すべきか、といった年代ごとの気になる点を、こども政策課からは、社会保障制度を中心に講義してもらい、制度などの知識を得て、自身の生き方を見直し、ライフプラン作りのきっかけとする。	・人生100年時代を見据え、自分らしく豊かな人生を送れるよう、年代ごとのライフイベントや社会保障制度、リスクへの備え等について学び、自身にあったライフプラン作りに役立てる。	・ライフプランの見直しを考えていたタイミングで、大変勉強になった。 ・一生涯、それぞれのステージのお金の動きについて早いうちに把握をし、家族と話し合う必要があると考えさせられた。 ・初めて参加してとても面白かった。また、マネーについて勉強したので、同様な講座をしてほしい。 ・社会保障制度について、レジュメを参考に勉強していかなければならないと思った。	・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・女性の人材育成に向けた各種講座の開催

令和5年度 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」一覧

情報紙名	主な掲載内容
「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2023. 6. 25 号	上越市第4次男女共同参画基本計画を策定しました ・無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来 (令和5年度男女共同参画週間キャッチフレーズ) ・あなたの学びを応援します！(男女共同参画推進センター出前講座のご案内) ・女性相談のご案内
「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2023. 9. 25 号	自分らしさを生かして活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向けて ・ウィズじょうえつのご案内 ・女性相談のご案内
「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2023. 12. 25 号	アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)はありませんか？ 思い込みにとらわれない多様な生き方へ ・男女共同参画推進センター登録団体、男女共同参画サポーターを募集しています ・図書コーナーのご案内 ・女性相談のご案内
「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2024. 3. 25 号	～多様性を尊重し、誰もが生きやすい社会の実現に向けて～ 多様な「性」について考えてみましょう ・市ではパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。 ・4月は若年層の性暴力被害予防月間です ・女性相談のご案内

ウィズ じょうえつ からのおたより

上越市第4次男女共同参画基本計画を策定しました



「男女が、互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち」を目指し、令和5年度～令和9年度を計画期間とする「上越市第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。令和3年度の市民意識調査の結果などから、計画の策定にあたっては、「意識啓発強化」「労働環境改善」「暴力根絶」を主な視点としました。

男女共同参画社会の実現に向けては、市民や事業所、関係団体の皆さんとの連携と協働が何より大切であり、皆さんからのご理解、ご協力をいただきながら、施策・事業の推進に努めていきます。

施策の分野

I

男女が等しく参画するための社会環境整備

- 基本目標1** 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
- 基本目標2** 男女共同参画を実践できる環境づくり
- 基本目標3** 女性が活躍できる社会づくり
- 基本目標4** 推進体制の整備

施策の分野

II

配偶者等からの暴力防止・被害者支援

- 基本目標1** 暴力を許さない社会づくり
- 基本目標2** 被害者等への支援



◆基本計画の冊子は、市役所木田第一庁舎、各総合事務所、南北出張所等に配置するほか、市ホームページに掲載しています。



▶ お問合せ先

ウィズ じょうえつ (上越市男女共同参画推進センター)

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

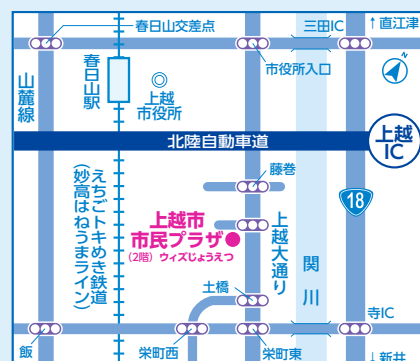
TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240

E-mail: d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

開設時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

お休み：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）



～ 6月23日(金)から29日(木)は男女共同参画週間です～

令和5年度男女共同参画週間キャッチフレーズ（内閣府男女共同参画局）

**無くそう思い込み、守ろう個性
みんなでつくる、みんなの未来。**

「男女共同参画週間」は、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する理解を深めるために設けられたもので、基本法が成立した6月23日から29日までの一週間です。一人ひとりが地域で、職場で、家庭で、性別に関係なく、「自分らしさ」を生かして活躍する男女共同参画社会について、この機会に考えてみませんか。

※高田図書館では、男女共同参画にちなんだテーマ展示を行います。



あなたの学びを応援します！（男女共同参画出前講座のご案内）

ウィズじょうえつ（男女共同参画推進センター）では、市内の事業所や学校、町内会などが主催する研修会、会合などへ講師を派遣する「男女共同参画出前講座」を行っています。講師への謝礼金や講師の交通費は、市が負担します。身近な学びの機会にぜひご利用ください。

講座内容・・・ワーク・ライフ・バランス、ハラスメント防止、デートDV防止、地域の男女共同参画など、出前講座プログラムの中から選択いただきます。



申込方法・・・「出前講座依頼書」に必要事項を記入し、ウィズじょうえつへご提出ください（FAXやメールでも結構です）。事前の相談もお気軽にお寄せください。「出前講座依頼書」は市ホームページからダウンロードできます。

URL・・・<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/danjo-demae.html>



女性相談のご案内（無料）

□女性相談員がDV（配偶者や交際相手からの暴力）問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けしています。秘密は固く守ります。男性や匿名のご相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ（男女共同参画推進センター） 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）

※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル：025-527-3614 ■E-mail(問い合わせ)：w-soudan@city.joetsu.lg.jp

ウィズ じょうえつ からのおたより

自分らしさを生かして活躍できる 「男女共同参画社会」の実現に向けて



📌 そもそも男女共同参画社会って何？

上越市男女共同参画基本条例では、男女共同参画について「男女が社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うこと」としています。

「一人ひとりが地域、職場、家庭などで、性別にかかわらず、本人の意思により、自分らしさを生かして個性と能力を発揮することができる」社会、それが男女共同参画社会です。

📌 どうして男女共同参画社会の実現を目指すの？

日本国憲法では、全ての人は個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。全ての人が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができれば、社会全体の活力が増し、人々が将来に夢を持てるような社会環境になっていくと考えます。

📌 男女は性的に違うので、男の役割、女の役割があって良いのでは？

生まれ持った生物学的な性差はありますが、例えば「男は仕事、女は家庭」など、「男性(女性)はこうあるべき」といった考え方は、人々の行動や生き方を制限し、人それぞれが持つ個性や能力を発揮しづらくなり、生きづらさにつながる可能性があります。男女が協力し、本人の意思により、多様な生き方ができる社会が男女共同参画社会です。

📌 男女共同参画社会の実現に向けて、どんなことをしていけばいいの？

男女共同参画社会の実現に向けては、市民の皆さんの取組が不可欠です。例えば、下記のようなことに取り組んでみませんか。また、裏面のウィズじょうえつの取組もご覧ください。

地域で

町内会などの地域活動で「男の役目」「女の役目」としてきた風習を見直すことで、新しい視点での気づきが生まれ、地域力の向上へ



家庭で

女性が担っている割合が高いとされている家事・育児・介護などを家庭で協力し合う関係へ



職場で

男女が対等なパートナーとして各々が責任のある仕事を担うとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の向上へ



▶ 【お問い合わせやご意見はこちらまで】 **ウィズ じょうえつ**（上越市男女共同参画推進センター）

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階 TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240

E-mail: d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

開設時間：月曜日～金曜日の 8:30～17:15、図書コーナーは土曜日の 9:00～17:00 も開設。

お休み：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合は翌日）

ウィズじょうえつ^(※)のご案内

是非、お気軽にご利用下さい!

※「ウィズじょうえつ」は、上越市男女共同参画推進センターの愛称です。

ウィズじょうえつは、上越市の男女共同参画を推進する拠点として市民プラザの2階に設置され（開設時間等は表面の下段をご覧ください）、主に下記の取組を行っています。詳しくは右下の二次元コードから市ホームページをご覧ください。



① 男女共同参画推進センター講座の開催

登録市民団体（ホームページに団体一覧があります）との協働等により、様々なテーマの講座を開催しています。参加は無料です。

② 学びの応援：男女共同参画出前講座の実施

事業所や学校、町内会等が主催する研修会や会合へ講師（市が謝金等を負担）を派遣します。

③ 市民との連携

登録市民団体、地域や職場など身近なところで輪を広げるサポーター（ボランティア）と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた活動を共にしています（団体やサポーターは随時募集中）。

④ 図書コーナーの設置、図書の貸し出し、情報提供

関連図書（約470冊）の無料貸し出し、様々な催しなどの情報提供をしています。

⑤ 女性相談窓口の設置

家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談を専門の相談員がお受けします。

詳しくは



女性相談窓口のご案内(無料) ～あなたの悩みに寄り添います～

女性の約4人に1人は、配偶者から暴力などの被害を受けています（令和2年度 内閣府調査）。女性相談員がDV（配偶者や交際相手等からの暴力）の問題をはじめ、家庭や職場、人間関係など様々な悩みの相談をお受けしています。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。一人で悩まず、ご相談ください。

女性相談員が対応します

来所相談は個室にご案内します
(希望の日時をご予約ください)

匿名での相談もお受けします

～相談場所～

■〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階（ウィズじょうえつ内）

※公の施設での出張相談も行っています。出張相談は相談希望日の3日前までにご予約ください。

～開設日時～

■月曜日～土曜日／午前9時～午後5時

（火曜日は午後7時まで電話相談のみ延長）

※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、市民プラザ休館日（毎月第3水曜日、この日が祝日の場合は翌日）はお休みです。

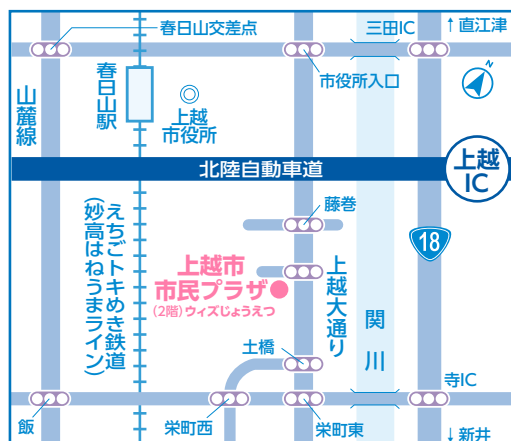
～専用ダイヤル・連絡用メール～

TEL **025-527-3614**

E-mail / w-soudan@city.joetsu.lg.jp



女性相談



ウィズ じょうえつ からのおたより

アンコンシャス・バイアス はありませんか？

(無意識の思い込み)

思い込みにとらわれない多様な生き方へ

例えば、「男は仕事、女は家庭」といった「男性（女性）はこうあるべき」といった考え方は、ひとりひとりが持つ個性や能力を発揮しづらくし、その人らしい生き方を制限してしまう恐れがあります。

意識しなくても、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）により、相手を傷つけたりしているかもしれません。アンコンシャス・バイアスはありませんか？

職場での思い込みの例

共働きでも、男性は家庭より仕事を優先するものだ

事務作業などの簡単な仕事は女性がするもの

大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい

家庭での思い込みの例

実の親、義理の親に関わらず、親の介護は女性がするものだ

仕事をして家計を支えるのは男性だよ

やっぱり、家事・育児は女性が中心でないと

教育での思い込みの例

女性に理系の進路（学校・職業）は向いていないよ

野球やサッカーをしているという、男子を思い浮かべる

P T Aの参加は母親の役割だ

地域等での思い込みの例

親戚や地域の会で食事の準備や配膳をするのは女性の役割

男性は人前で泣くものではない

女性は感情的になりやすい

思い当たるところはありましたか？これまでの経験や知識、関わってきた人たち等によって私たちの思考は成り立っています。アンコンシャス・バイアスは誰にでもあることですが、まずはそのことに気づくことが大切です。「男性（女性）はこうあるべき」ではなく、性別にかかわらず、本人の意思により、自分らしく個性や能力を発揮して多様な生き方ができることは、皆にとって生きやすい社会ではないでしょうか。

「アンコンシャス・バイアスを知ろう！」パネル展のご案内

と き 令和6年2月7日（水）～2月20日（火）

ところ 高田城址公園オーレンプラザ エントランス正面の共用スペース

男女共同参画サポーター（裏面の上段を参照）の皆さんのご意見を生かした、アンコンシャス・バイアスの例などのパネル展を開催します。会場にあるチェックシートであなたのアンコンシャス・バイアス度を自己診断しませんか？是非お気軽にお越しください。



昨年度の展示の様子
(直江津学びの交流館)

▶【お問い合わせやご意見はこちらまで】 **ウィズ じょうえつ** (上越市男女共同参画推進センター)

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階 TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240

E-mail: d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

開設時間：月曜日～金曜日の8:30～17:15、図書コーナーは土曜日の9:00～17:00も開設。

お休み：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合は翌日）

男女共同参画推進センター登録団体、男女共同参画サポーターを募集しています

男女共同参画に関わる活動をされている市民団体、また、身近なところで男女共同参画の輪を広げるためのご協力をいただくサポーター（ボランティア）を募集しています。登録いただいた団体やサポーターの皆さんとは、定期的な意見交換や講座開催などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた活動を共に行っています。お気軽にウィズじょうえつへお問い合わせください。



詳しくはこちらから



登録団体



サポーター



図書コーナーのご案内

ウィズじょうえつでは、男女共同参画に関わる図書（約500冊）の無料貸し出しをしています。おすすめの新刊等をご案内します。是非お気軽にご利用ください。

書籍名	著者	出版社
男性中心企業の終焉	浜田 敬子	文春新書
失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック	新聞労連ジェンダー表現ガイドブック編集チーム	小学館
女性の世界地図	ジョニー・シーガー	明石書店
102歳、一人暮らし。哲代おばあちゃんの心も体もさびない生き方	石井 哲代	文藝春秋
夜廻り猫（1～9巻）	深谷 かほる	講談社
おとめ六法	上谷 さくら、岸本 学	KADOKAWA
多様性の科学	マシュー・サイド	ディスカヴァー・トゥエンティワン

利用時間：月曜日から金曜日の 8:30～17:15
土曜日の 9:00～17:00

貸出期間：1回あたり2週間、5冊まで

定休日：日曜・祝日、年末年始、市民プラザ休館日（毎月第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）



女性相談のご案内（無料）

□女性相談員がDV（配偶者や交際相手からの暴力）問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ（男女共同参画推進センター） 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）

※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル：025-527-3614

■E-mail（問い合わせ）：w-soudan@city.joetsu.lg.jp

ウィズ じょうえつ からの おたより

～多様性を尊重し、誰もが生きやすい社会の実現に向けて～ 多様な「性」について考えてみましょう

「一人ひとりが地域、職場、家庭などで、性別に関わりなく、本人の意思により、個性と能力を発揮することができる」社会の実現に向けた男女共同参画の推進は、性のあり方、国籍、障害などに関わらず、幅広く多様な人々について認め合う社会の実現にもつながるものです。

今回は性の多様性について考えてみましょう。

私たちの性には4つの要素があるとされており、要素の組み合わせで「性のあり方」を考えることができます。「性のあり方」は人によって異なる多様なものであり、お互いに尊重し、認め合うことが大切です。

性の4つの要素

① 身体の性

Sex Characteristics

生まれ持った戸籍上の性別
(生物学的な性)

② 好きになる性

Sexual Orientation

恋愛感情や性的感情が向かう性別 (性的指向)

③ 心の性

Gender Identity

自分自身が認識している性別
(性自認)

④ 表現する性

Gender Expression

服装や髪形、話し方など自分が表現する性別 (性表現)

人の「性のあり方」は、**身体の性**だけでなく、**好きになる性**、**心の性**、**表現する性**の3つの要素である**SOGIE** (ソジー 上記②③④の英語の頭文字からとった総称) を基に組み合わせられていると考えられ、これは全ての人に通ずる考え方です。そして、「性のあり方」は人によって異なり、グラデーションのように様々です。

多様な「性のあり方」

好きになる性、心の性の組み合わせ

ヘテロセクシュアル

Heterosexual

心の性と好きになる性が異なる人 (性的多数者)

レズビアン

Lesbian

心の性が女性で、好きになる性も女性の人

ゲイ

Gay

心の性が男性で、好きになる性も男性の人

バイセクシュアル

Bisexual

心の性に関わらず、好きになる性が異性の場合も同性の場合もある人



この2つの区分の組み合わせもあります。

身体の性、心の性の組み合わせ

シスジェンダー

Cisgender

身体の性と心の性が同じ人 (性的多数者)

トランスジェンダー

Transgender

身体の性と心の性が異なる人

クエスチョニング

Questioning

心の性や好きになる性がわからない人、決まっていない人

この他にも様々な「性のあり方」があります。

性的マイノリティ (性的少数者) について

多様な「性のあり方」のうち、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字からなる**LGBTQ**は、性的マイノリティ (性的少数者) の人の総称のひとつです。**LGBTQ**以外の性的マイノリティの人 (恋愛感情を抱かない人など) をプラス (+) として、**LGBTQ+**と表すこともあります。

日本の性的マイノリティの人の割合は9.7% (約10人にひとり) という調査結果もあります (株電通グループ LGBTQ+調査2023)。自分の身近に性的マイノリティの人はいないと思っていませんか? 偏見等を恐れて周囲に打ち明ける人が少ないため、身近にいても気づいていないことがあります。

裏面に続きます。

一人ひとりができること

① 差別的な言動はしない、同調しない

無意識での差別的な言動で誰かが傷ついているかもしれません。性的マイノリティの人が周りにいると考え行動しましょう。差別的な言動には同調せず、注意したり、話題を変えたりしましょう。

② 思い込みをせず、相手を尊重する

性のあり方は多様であることを尊重し、男らしさ、女らしさなど、性別による固定観念を押し付けないようにしましょう。

③ 性的マイノリティの人から性のあり方を打ち明けられたら

性のあり方を打ち明けた人は、あなたを信頼しているはずです。気持ちに寄り添って聞きましょう。

④ アウティングは絶対にしない

性的マイノリティの人の性のあり方を同意なく第三者に話すことを「アウティング」といいます。本人をひどく傷つけ、命の危機につながる恐れがあるので、絶対にしてはいけません。

性別の違和や同性愛などに関わる相談窓口 (性的マイノリティの人や、その周囲の人でも利用できます)

「よりそいホットライン」 TEL 0120-279-338 (ガイダンスに沿って4を押す) 24時間通話料無料
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

市ではパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。

市では2月1日から、双方または一方が性的マイノリティのお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係「パートナーシップ」を宣誓したことを市が証明する制度を開始しました。

ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップを宣誓した人が、その親族などを家族として宣誓する制度です。

制度の導入により、性的マイノリティの人の悩みや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消のほか、性の多様性の理解促進につなげていきます。

詳しくは▶



お問合せ … 人権・同和対策室 TEL 025-520-5683

4月は若年層の性暴力被害予防月間です

4月は進学や就職により、若者の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。性暴力の悩みはお一人で抱えこまず、相談してください。

- ・(警察) 性犯罪被害相談電話 ☎ #8103
- ・(内閣府) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎ #8891
- ・女性相談でも相談をお受けしています。まずはお電話ください。



内閣府
男女共同参画局



内閣府ポスター

女性相談のご案内 (無料)

□女性相談員がDV(配偶者や交際相手からの暴力) 問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ(男女共同参画推進センター) 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日/午前9時～午後5時(火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長)

※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)、市民プラザ休館日(第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日)はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル: 025-527-3614 ■E-mail(問い合わせ): w-soudan@city.joetsu.lg.jp

【お問い合わせやご意見はこちらまで】 **ウィズじょうえつ** (上越市男女共同参画推進センター)

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240 E-mail: d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

令和 5 年度 上越市の男女共同参画の取組

令和 6 年 12 月発行

発行 新潟県上越市

総合政策部 多文化共生課 男女共同参画推進センター（ウィズじょうえつ）

〒943-0821 上越市土橋 2554 上越市市民プラザ 2 階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240